

代理人による印鑑登録の方法(流れ)について

* 便箋等の任意の用紙で作成して下さい。

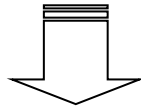
市役所での手続

① 代理人が来庁し、印鑑登録の代理人申請を行います。

【必要なもの】

1. 委任状(登録される方から預かってきて下さい。)
* 委任状が整っていないときは、代理申請をお受けできません。
2. 登録する印鑑(登録しようとする印鑑を預かってきて下さい。)
3. 代理人の印鑑(認印で結構です。)
4. 代理人の本人確認書類(免許証、パスポート、保険証など。)

市役所から書類を住民票の住所に郵送します。

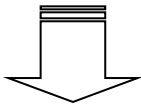


ご自宅での手続

② 郵送されてきた照会文書に記入、押印します。

照会文書(市役所から郵送されたもの)に記入、押印できましたら代理人に書類をお渡し下さい。

* 登録される方ご自身で照会文書に記入、押印して下さい。



市役所での手続

③ 代理人が来庁し本登録を行い、印鑑登録証を代理で受け取ります。

* 印鑑登録証明書を申請することができます。

【必要なもの】

1. 記入済みの照会文書(登録される方から預かってきて下さい。)
2. 登録する印鑑(登録しようとする印鑑を預かってきて下さい。)
3. 代理人の印鑑(認印で結構です。)
4. 代理人の本人確認書類(免許証、パスポート、保険証など。)

注意

1. 郵便でご本人の印鑑登録の意思確認等行いますので、日数がかかります。代理人は2回は来庁いただくことになります。
2. 印鑑の大きさ、材質、印影の状態等により登録できない場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。
3. 1人に1つしか印鑑登録は出来ません。また、他の方と同じ印鑑を登録することも出来ません。

委任状のみほん

委任状

私は のため、次のものを代理人と定め、

以下の権限を委任します。

代理人 住所:
氏名:

1. 印鑑登録申請に関する事
2. 印鑑登録証(カード)の受領に関する事
3. 印鑑登録証明書 通の発行に関する事
- (4. 現在の印鑑登録廃止申請に関する事)

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

住所: 丹波篠山市

氏名:

印鑑登録する印を押して下さい



■ 委任状が正しくかけていないと、代理人による印鑑登録の受付が出来ません。

■ 委任状のみほんを参考に、登録される方ご本人が作成して下さい。